

長野県林業大学校授業料の減免手続き等に関する事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、長野県林業大学校条例（昭和53年長野県条例第27号。以下「条例」という。）及び長野県林業大学校管理規則（昭和53年長野県規則第35号。以下「規則」という。）に基づき授業料の減免及び分納に関して必要な事項を定める。

(減免の基準)

第2条 規則第20条第1号による減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学資負担者（本校学生の学資を主として負担している者。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき
- (2) 学資負担者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第1号若しくは第3号又は同条第3項の規定により、市町村民税が非課税とされているとき
- (3) 学資負担者の死亡、障害又は傷病等により前各号に準ずる程度に、著しく生活が困難となったとき
- (4) 学資負担者が、災害、生業不振その他の理由により、第1号及び第2号に準ずる程度に著しく生活が困難となったとき
- (5) その他特別な事由により、前各号に準じる者として校長が認めたとき

(減免の申請)

第3条 規則第20条第1号に基づく減免を受けようとする理由を記載した書類は、授業料減免申請書（様式第1号）とする。

2 規則第21条に規定する証明する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号の規定に該当する者にあつては、所轄福祉事務所長の生活保護についての証明書
- (2) 第2条第2号の規定に該当する者にあつては、減免を受けようとする年度に係る市町村民税の納税証明書
ただし、年度当初に提出する納税証明書は前年度のものでよいが、後日、当該年度に係る証明書を提出するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書類

3 授業料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定による書類を4月30日までに提出しなければならない。ただし、第2条第3号、第4号及び第5号に該当する場合は、その都度提出するものとする。

（減免の決定）

第4条 校長は、第3条に規定する書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料減免承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（減免の取扱）

第5条 授業料減免の取扱は、次の各号によるものとする。

（1）減免の期間は、原則として減免を決定した月から当該年度末までの期間とする。なお、次年度において引き続き減免を受けようとする場合には、改めて申請するものとする。

（2）減免の額は、減免期間について全額とする。

（減免理由の消滅届）

第6条 規則第22条に該当することになったときは、授業料減免理由消滅届（様式第3号）を提出しなければならない。

（減免取消後の授業料の納付）

第7条 規則第23条第2項の規定による授業料の納付は、同条第1項各号に該当する月から行う。

（授業料の分納）

第8条 規則第19条第2項の規定により授業料を分納する場合は、授業料分納申請書（様式第4号）を4月15日までに提出しなければならない。

（補則）

第9条 この要項に定めるほか、授業料の減免申請手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

(参考)

1 要項第 2 条に規定する「著しく生活が困難」の基準

- ① 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する市町村民税の所得割が非課税とされている場合
- ② 地方税法第 323 条の規定に基づき市町村民税の減免を受けている場合
- ③ 同一生計に属する者が、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励金についての国の援助を受けている場合
- ④ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている場合
- ⑤ 生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働事務次官通知）による資金を借り受けている場合

2 要項第 3 条第 2 項第 3 号に規定する「校長が必要と認める書類」

- ① 死亡の場合 死亡診断書、戸籍謄本又はこれを証する書類
- ② 傷害の場合 診断書、身体障害者手帳又はこれを証する書類
- ③ 傷病の場合 診断書又はこれを証する書類
- ④ 災害の場合 罹災証明書又はこれを証する書類
- ⑤ 生業不振の場合 これを証する書類
- ⑥ その他の場合 これを証する書類